



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）号外 第 47 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

	頁
選挙管理委員会告示	
○宮崎県議会議員補欠選挙の選挙期日等	1
○宮崎県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式	1
○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	1
○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時	1
○宮崎県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	1
○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
○宮崎県議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同	2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

宮崎県議会串間市選出議員の欠員による宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙を次のとおり執行する。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

- 1 選挙の期日 令和 7 年 9 月 28 日
- 2 選挙すべき議員の数 1 人

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

候補者氏名	令和七年九月二十八日執行宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙投票
	◎ 注意
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	宮崎県選挙管理委員会之印

備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
- 2 クリーム色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第59号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙長		選挙長の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
宮崎県宮崎市	成合 修	宮崎県宮崎市	池北 斉

宮崎県選挙管理委員会告示第60号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

- 1 場所 宮崎県串間市大字西方5550番地
串間市役所 1 階 A 会議室
- 2 日時 令和 7 年 9 月 29 日 午前11時から

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 143 条第 1 項第 5 号のポスターを掲示できる日は、令和 7 年 9 月 19 日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙において、宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 22 年宮崎県条例第 7 号）第 2 条の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

- 1 場所 宮崎県串間市大字西方 5550 番地
串間市役所選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 7 年 9 月 19 日 午後 5 時 30 分から

宮崎県選挙管理委員会告示第63号

令和 7 年 9 月 28 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務は、併せてこれを行わないので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修